

令和 5 年 度
税 制 改 正 事 項

令和 4 年 1 2 月
農 林 水 産 省

第 1 農業経営の安定化・農業の構造改革の推進

- 1 農業経営基盤強化準備金制度（交付金を準備金として積み立てた場合及び同準備金・交付金を活用して農用地等を取得した場合の経費算入等）について、対象となる農業用機械等から取得価額が30万円未満の資産を除外した上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）
- 2 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却について、割増償却率の見直し（機械・装置 40%→35%、建物等 45%→40%）、1社単独で取り組む事業再編に係る機械等を対象から除外した上、その適用期限を2年延長（所得税・法人税）
- 3 農業競争力強化支援法の認定事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減措置（会社の設立・資本金の増加 0.7%→0.35%等）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）
- 4 農林漁業用A重油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分を含む。）の免税・還付措置の適用期限を5年延長する。（石油石炭税）
- 5 農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乗せ分）の還付措置の適用期限を3年延長する。（石油石炭税）
- 6 農用地利用集積等促進計画に基づき農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（2%→1%）の適用期限を3年延長する。（登録免許税）
- 7 農用地利用集積等促進計画に基づき取得した農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（取得価格の1/3の控除）の適用期限を2年延長する。（不動産取得税）
- 8 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）
- 9 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限1/2）の適用期限を2年延長する。（不動産取得税）

- 10 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業者等の共同利用に供する機械及び装置に係る課税標準の特例措置（3年間、課税標準1/2控除）の適用期限を2年延長する。（固定資産税）
- 11 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例措置の適用期限を3年延長する。（所得税・法人税、個人住民税）

第2 農林水産関連産業の振興等

- 1 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置（資産割1/4控除）の適用期限を1年3月（個人の事業については1年）延長する。（事業所税）
- 2 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除〔研究開発税制〕について、次の措置等を講じる。（所得税・法人税、法人住民税）
 - ① 研究開発投資の維持・拡大に対するインセンティブを強化するため、試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する制度を導入するとともに、税額控除率のカーブを見直す。
 - ② 時限措置（一般型 10%→14%とする控除率の上限引上げ、売上高試験割合 10%超の場合の控除上限・控除率の上乗措置）の適用期限を3年延長する。
 - ③ 共同研究の対象となる研究開発型スタートアップの定義を見直す。
【経産省等8府省共管】
- 3 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）〔中小企業投資促進税制〕について、対象資産からコインランドリー業の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）
【経産省等4省共管】
- 4 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の即時償却又は税額控除（10%、資本金3千万円超の法人は7%）〔中小企業経営強化税制〕について、関係法令の改正を前提に対象資産からコインランドリー業等の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）
【経産省等4省共管】

第3 農山漁村の活性化、東日本大震災からの復興

- 1 半島復興対策実施地域において工業用機械等を取得した場合の割増償却（機械・装置 32%、建物等 48%）について、対象地区から過疎地域に係る措置の対象地区を除外した上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）

【国交省等2省共管】

- 2 離島復興対策実施地域において工業用機械等を取得した場合の割増償却（機械・装置 32%、建物等 48%）について、離島復興法の一部を改正する法律による改正後の離島復興法の離島復興計画において産業復興促進事項に記載されている地区（過疎地域に係る措置の対象地区を除く。）及び事業に係る措置に改組した上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）

【国交省等2省共管】

- 3 奄美群島において工業用機械等を取得した場合の割増償却（機械・装置 32%、建物等 48%）について、対象地区から過疎地域に係る措置の対象地区を除外した上、その適用期限を1年延長する。（所得税・法人税）

【国交省等2省共管】

- 4 震災特例法に係る被災代替資産等の特別償却（船舶 24%）について、対象資産を漁船に限定した上、その適用期限を3年延長する。（所得税・法人税）

【復興庁等2省庁共管】

第4 森林・林業施策の推進

- 1 農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分）の還付措置の適用期限を3年延長する。（石油石炭税）（再掲）
- 2 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）（再掲）
- 3 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限 1/2）の適用期限を2年延長する。（不動産取得税）（再掲）

- 4 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業者等の共同利用に供する機械及び装置に係る課税標準の特例措置（3年間、課税標準1/2控除）の適用期限を2年延長する。（固定資産税）（再掲）
- 5 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）〔中小企業投資促進税制〕について、対象資産からコインランドリー業の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等4省共管】
- 6 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の即時償却又は税額控除（10%、資本金3千万円超の法人は7%）〔中小企業経営強化税制〕について、関係法令の改正を前提に対象資産からコインランドリー業等の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等4省共管】

第5 水産施策の推進

- 1 漁港漁場整備法の改正を前提に、同法の漁港施設に関する事業に必要な土地等について、引き続き収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除等に係る簡易証明制度の対象とする（所得税・法人税）
- 2 水産業協同組合法等の改正を前提に、漁業協同組合等が行う漁場の安定的な利用関係の確保のための組合員等の労働力を利用して行う漁場の総合的な利用を促進する事業に係る員外利用の制限の緩和が行われた後も、漁業協同組合等を引き続き協同組合等（法人税法別表第三）とする。（法人税）
- 3 農林漁業用A重油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分を含む。）の免税・還付措置の適用期限を5年延長する。（石油石炭税）（再掲）
- 4 農林漁業用軽油に対する石油石炭税（地球温暖化対策のための課税の特例による上乘せ分）の還付措置の適用期限を3年延長する。（石油石炭税）（再掲）

- 5 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）（再掲）
- 6 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限1/2）の適用期限を2年延長する。（不動産取得税）（再掲）
- 7 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業者等の共同利用に供する機械及び装置に係る課税標準の特例措置（3年間、課税標準1/2控除）の適用期限を2年延長する。（固定資産税）（再掲）
- 8 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）〔中小企業投資促進税制〕について、対象資産からコインランドリー業の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等4省共管】

- 9 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の即時償却又は税額控除（10%、資本金3千万円超の法人は7%）〔中小企業経営強化税制〕について、関係法令の改正を前提に対象資産からコインランドリー業等の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等4省共管】

第6 その他

- 1 土地改良法の改正による土地改良区から一般社団法人又は認可地縁団体への組織変更制度の創設に伴い、公共法人が事業年度の中途において公益法人等又は普通法人に該当することとなった場合には、その該当することとなった日の前日に事業年度が終了し、これに続く事業年度はその翌日から開始するものとする等の所要の措置を講ずる。（法人税）
- 2 福島国際研究教育機構の設立に伴い、福島国際研究教育機構を公共法人（法人税法別表第一）とする等の所要の措置を講ずる。（複数税目）

【復興庁等5省庁共管】

- 3 企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を3年延長する。(法人税、法人住民税)

【厚労省等6省庁共管】

- 4 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税措置の適用期限を1年延長する。(印紙税)

【財務省等5省庁共管】

[税制改正見直し事項(廃止)]

東日本大震災の津波被災区域を含む地域における土地改良法の規定による換地計画に基づき事業実施地区外の農業者が取得した創設農用地換地に係る課税標準の特例措置(取得価格の1/3の控除)を廃止する。(不動産取得税)